

東大阪市文化創造館利用細則

(趣旨)

第1条 この利用細則は、東大阪市文化創造館条例(平成28年東大阪市条例第45号。以下「条例」という。)及び東大阪市文化創造館条例施行規則(平成30年東大阪市規則第13号。以下「規則」という。)に基づき、東大阪市文化創造館(以下「文化創造館」という。)の指定管理者に指定されたPFI東大阪文化創造館株式会社(以下「指定管理者」という。)が文化創造館の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 施設の使用時間には、すべての使用準備および原状回復、鍵の返却に要する時間を含むものとする。

(受付時間)

第3条 施設の利用等にかかる受付時間は午前9時から午後8時までとする。

(抽選)

第4条 使用にかかる抽選は、文化創造館のスタッフが代行して行う。

2 抽選申込みする者は、指定された期間に郵送、FAX、メールまたは窓口にて申込用紙を指定管理者に提出しなければならない。

3 抽選申込みは、1団体1催事につき1申請とし、ホールの申込みは第3希望まで、諸室の申込みは1施設のみ、連続して7日間(休館日をまたぐ場合は休館日を除く)、または同曜日同時間、月に最大5日まで申込みすることができる。

ただし、前段の諸室の申込みをした者のうち、同施設の別曜日の使用を希望する者または同日同時間の別施設の使用を希望する者は、前段の申込みに加えさらに1申請追加希望として申込みをすることができる。

4 抽選結果は文化創造館のスタッフが申込みをした者に電話にて連絡する。なお、連絡がつかない場合は、申込みは無効とする。

5 当選者は文化創造館が指定する手続きおよび支払いをしなければならない。

(先着順による使用許可の申請)

第5条 先着順による使用許可の申請は、抽選日の翌日より、電話または窓口にて開始する。

(使用許可の申請等)

第6条 使用許可を受けようとする者は、使用許可の申請にあたって身分証を提示しなければならない。

(仮予約)

第7条 仮予約は、窓口・電話およびインターネットにより申請できるものとする。

2 仮予約をした者は、仮予約後7日以内に使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(団体使用者)

第8条 使用者が団体の場合は、原則団体の所在地をもって市外加算の適用を判断する。

(営利・非営利)

第9条 施設利用料金表における営利および非営利について、別表1のとおりとする。

(準備・練習利用)

第10条 ホール料金表に定める準備・練習利用は、本施設において本番を行う場合に限る。

2 前項に基づく利用は、本番利用の1ヶ月以内の利用に限り適用する。

(利用料金)

第11条 使用者は利用料金について、窓口による現金納付または指定管理者が定める期日までに指定口座に振り込まなければならない。

2 指定口座に振り込む場合の手数料については、使用者の負担とする。

(使用許可の変更)

第12条 使用許可を受けた内容を変更しようとするもののうち、使用日又は使用時間(ホール・多目的室・エントランスロビー兼ギャラリーその他の共用スペースを除く)の変更に係るものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日を期日とし、やむを得ない場合に限り1回のみ行うことができる。

(1) ホール 変更前の使用許可において使用の開始とされていた日(以下「使用開始日」という。)の6カ月前の日

(2) ホール以外の施設 使用開始日の7日前の日

2 規則別表第1第1号により使用許可を受けた施設が、前項の規定による変更の申請を行う場合は、使用許可を受けた全ての施設において同一の使用日又は使用時間(ホール・多目的室・エントランスロビー兼ギャラリーその他の共用スペースにおいては使用区分)に変更しなければならない。

(使用中止の届出)

第13条 規則第7条に基づき使用中止の届出を行おうとするものは、使用許可取消申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(施設利用にかかる事前打合せ)

第14条 使用者はホールおよび多目的室の使用にあたって、原則使用日の1ヶ月前までに使用内容について指定管理者と事前に打合せしなければならない。

(特別な設備)

第15条 規則第12条に基づく申請をしようとする者は、使用日の3か月前までに内部設備設置(変更)申請書を指定管理者に提出し許可を得なければならない。

(物品販売等の許可等)

第16条 使用者は、物品の販売をしようとするときは、物品販売申請書を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 使用者は、次に掲げる行為をしようとするときは、指定管理者に申し出、承諾を受けなければならない。

- (1) 寄附の勧誘
- (2) 広告物の掲示

3 使用者は、本条第1項および第2項に掲げる行為を、指定管理者が指定する場所以外で行ってはならない。

(エントランスロビー兼ギャラリーその他の共用スペースの使用)

第17条 エントランスロビー兼ギャラリーその他の共用スペースについて、使用可能な範囲を別紙アのとおり定める。

2 前項の施設の使用においては、次に掲げる利用を禁止する。

- (1) 楽器の演奏等、音を発生させる利用
- (2) 飲食を伴う利用
- (3) 物品の販売を伴う利用
- (4) 他の施設を使用する際の荷物置き場としての利用
- (5) 条例第5条(使用許可の制限)に該当する利用

(取材・撮影許可)

第18条 施設の利用者を取材しようとする者は、指定管理者に取材申請書を提出しなければならない。

2 文化創造館を撮影しようとする者は、市の許可を得なければならない。

(職員の立入り)

第19条 指定管理者は、管理上必要と認めるときは、職員を使用者が現に使用している施設に立ち入らせることができる。

(原状回復・損害賠償)

第20条 条例第13条および第14条に基づき、使用者の責により文化創造館の建物、設備、器具等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、使用者は原状回復にかかる全額を負担しなければならない。

2 建物、設備、器具等の損傷・汚損または滅失したときにかかる原状回復にあたっては、指定管理者の責任において実施するものとする。

(災害時の対応)

第21条 非常災害時における施設使用に関する取り扱いについては、別表2のとおりとする。

(その他料金)

第22条 指定管理者が提供するサービス等についての料金は別表に定めるものとし、変更にあたっては別表の追加・削除等を行う。

- 2 使用者は、前項の規定にかかる事項について、指定管理者以外の事業者等に依頼することができる。
- 3 舞台臨時人員及びピアノ調律について前項の依頼を行う場合は、指定管理者が指定する事業者等による立会いを要し、その費用については使用者の負担とする。

附 則

この利用細則は、条例の施行の日から施行する。

附 則

この利用細則は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この利用細則は、令和6年7月1日より施行する。

附 則

この利用細則は、令和7年4月1日より施行する。

非営利、営利に該当するご利用団体様・ご利用者様

【非営利】

ご利用団体・ご利用者		例
1	官公庁・公社・団体	地方公共団体、国公立学校、国公立病院、警察署、消防署、税務署、等
2	学校法人（私立）	私立学校（幼稚園から大学院まで）の設置を目的として設立される法人
3	公益法人・社団法人・財団法人	商工会議所、日本観光振興協会、交通安全協会、青年会議所、等
4	医療法人	医療法人の名がつく医療施設、介護老人保健施設
5	社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として設立、認可された法人。 老人ホーム、デイサービスの会社、等
6	NPO法人・NGO	特定非営利活動法人(NPO法人)、非政府組織（NGO）
7	社会奉仕団体	ライオンズクラブ、ロータリークラブ、等
8	宗教法人	宗教法人として認可されていること
9	事業組合（農業、漁協等）	消費生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、信用協同組合、労働組合、等
10	士業・専門職の集まりで対外的な活動を行う団体	弁護士会、税理士会、等
11	政党	政党として届出がされていること
12	市民団体	A) 社会教育関係団体、公益的な市民活動に取り組んでいるボランティア・市民活動団体（東大阪市スクラムは～と登録団体、等） B) 生徒・会員からなる実行委員会や有志の会、等。名簿、規定の提出要。
13	個人、一般の方 （※確定申告を行う必要がない活動）	個人、自主学習グループ、等 （音楽教室、ダンススクール、学習塾、等レッスン料や受講料を徴収している場合は、営利目的利用となります。）

【注】非営利に該当する個人及び団体においても、商品の広告、宣伝、販売、勧誘その他これに類する目的として使用する場合は、営利利用となります。

【営利】（商業・営業での利用）

ご利用団体・ご利用者		例
1	事業	株式会社、合名会社、合同会社、合資会社、有限会社、特別目的会社、等
2	個人事業主	（※確定申告を行う必要がある活動） 教室、私塾、施術業、法律系事務所、建築系事務所、芸術関係、商店、美容関係、コンサルタント、インターネットショップ、ネットワークビジネス、等
*3	スクール、教室、塾など	ダンススクール、語学、学習塾、お稽古事、ピアノ教室、カラオケ教室、等
4	士業事務所（税理士、弁護士等）	弁護士、公認会計士、税理士、計理士、弁理士、司法書士、行政書士、等

*3 教室運営の方は、営利になります。

【 非常災害時の施設使用に関する取扱いについて 】

東大阪市域に大規模な地震が発生した場合または気象警報が発令された場合、原則として以下の取り扱いとさせていただきます、予めご了承ください。

① 大規模な地震（震度 5 弱以上）が発生した場合

施設内の安全確認が終わるまでの期間は、臨時休館

※受付窓口業務は行いません。

② 東大阪市域に「特別警報」または台風の接近等による「暴風警報」が発令された場合

7 時の時点で発令・・・ 9 時から 13 時まで臨時休館

11 時の時点で発令・・・13 時から 18 時まで臨時休館

16 時の時点で発令・・・18 時から 22 時まで臨時休館

※受付窓口業務は行いません。

※ただし、大ホール、小ホール、多目的室のご利用に関しましては、主催者様のご意向を確認させていただき取り扱いを決定いたしますが、来場者様および参加者様の安全には十分にご留意ください。

お客様のご利用状況や安全上の理由から、上記①②の対応にならない場合もございます。予めご承知おきください。

◎大規模な地震、警報発令による利用料金の取扱いについて

上記①②の理由により、施設の使用を中止した場合は、利用料金を還付します。

また、施設使用中に警報の発表があり中止した場合や、大規模な地震等が発生したことによって中止した場合においても、利用料金は還付します。

ただし、大ホール、小ホール、多目的室を引き続き使用された場合、利用料金は還付いたしません。

◎利用料金還付（返金）の対象について

既払い分の施設利用料金および附属設備利用料金のみとなります。発注物（看板、その他消耗品等）がある際は、使用の有無に関わらず還付しない場合がございます。

その他オプションサービス

※ご要望に応じてのオプション料金です。

但し、東大阪市文化創造館利用細則第22条第3項に基づき、舞台臨時人員（舞台技術員等）およびピアノ調律について、指定管理者以外の事業者等に依頼する場合、指定管理者が指定する事業者等の立会いが必要となり、その費用は使用者の負担となります。

舞台臨時人員及び消耗品 価格表（消費税(10%)含む）

会館管理要員（早朝、深夜）		単位	価格(円)
株式会社 大阪共立	舞台管理要員	1名	4,400
会館職員	会館管理要員	1名	4,400
	タクシー送迎代		実費

※宿泊を伴う場合は、別途相談

舞台臨時人員			
		単位	価格(円)
株式会社 大阪共立	舞台 臨時人員	1区分	1名 19,800
		2区分	1名 23,100
		3区分	1名 27,500
	超過料金 (時間外)	1時間以内	1名 4,400

		単位	価格(円)
株式会社 大阪共立	舞台監督料	1日	55,000より
	照明デザイン料	1日	44,000より
	音響プランニング料	1日	33,000より

消耗品			
		単位	価格(円)
株式会社 大阪共立	カラーフィルター	1枚	990
	スモークジュース	1L	5,500
	バレエ用 テープ ^{※1}	1巻	1,100
有限会社 ユウキ	ドライアイス ^{※2}	1Kg	実費

※1 大ホール 13巻から 小ホール 8巻から

※2 直接お問い合わせください。

有限会社ユウキ

【注意】オプションサービスの内容によりお支払先が異なります。詳細は会館との打合せ時にご案内いたします。なお記載内容以外については、内容により別途御見積いたします。

利用者様申出による利用中止の場合、各事業者等が定めるキャンセル規定に則りキャンセル料が発生します。

看板リース					
				単位	価格(円)
株 式 会 社 大 阪 共 立	吊り看板	大ホール	900mm×7200mm (3尺×24尺)	1枚	55,000
			900mm×6300mm (3尺×21尺)	1枚	49,500
		小ホール	900mm×5400mm (3尺×18尺)	1枚	38,500
			900mm×4500mm (3尺×15尺)	1枚	33,000
		多目的室	600mm×3600mm (2尺×12尺)	1枚	27,500
		立て看板	900mm×1800mm (3尺×6尺)	1枚	22,000

※角ゴシック体・黒文字

※上記以外の字体、色指定など別途料金

※サイズ違い等、製作可能です。

ピアノ調律			
		単位	価格(円)
スタインウェイ (株式会社 The Creative Piano Studio)	基本料金	1台	29,700
	リハーサル立会	1H	4,400
	本番立会	1H	4,400
	超過料	1H	5,500
ヤマハ CFX (大東楽器株式会社)	基本料金	1台	22,000
	リハーサル立会	1台	5,500
	本番立会	1台	16,500
	超過料	1H	要相談
ヤマハ S3X (大東楽器株式会社)	基本料金	1台	19,800
	リハーサル立会	1台	5,500
	本番立会	1台	16,500
	超過料	1H	要相談
アップライト (大東楽器株式会社)	基本料金	1台	16,500
	リハーサル立会	1台	5,500
	本番立会	1台	16,500
	超過料	1H	要相談

※441Hz～442Hz以外のピッチ変更は別途、割増料金を頂きます。

ゴミ引取りサービス

文化創造館での引取りをご希望の場合は、別途料金にてご対応いたします。

料金	3,300円/件 (税込)	※1件あたり45Lゴミ袋10枚分
----	---------------	------------------

